

指定保税地域の追加指定及び一部取消しに関する公告

関税法第37条第5項の規定に基づき、舞鶴港指定保税地域について、下記のとおり追加指定及び一部取消しを行ったので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年5月8日

大阪税関長 高木 隆

記

(1) 指定保税地域の追加指定の対象

土地

【舞鶴国際ふ頭】

所在地：京都府舞鶴市字下安久（舞鶴国際ふ頭）

面 積：38,153.00平方メートル

地 域：舞鶴市字下安久地内にある舞鶴国際ふ頭西端を基点として、舞鶴国際ふ頭接水線に沿って北東の方向に315.10メートルの地点をAとして、同点から接水線に沿って北東の方向に96.46メートルの地点をBとし、同点から直角に接水線に沿って南東の方向に6.10メートルの地点C、同点から直角に接水線に沿って南西の方向に31.80メートルの地点D、同点から直角に接水線に沿って南東の方向に69.90メートルの地点E、同点から直角に接水線に沿って北東の方向に28.26メートルの地点F、同点から接水線に沿って東の方向に4.24メートルの地点G、同点から接水線に沿って北東の方向に152.77メートルの地点H、同点から直角に南東の方向に119.63メートルの地点I、同点から直角に接水線に平行に南西の方向に254.54メートルの地点J、同点から西の方向に14.06メートルの地点K、同点から北西の方向に7.59メートルの地点L、同点から北西の方向に143.57メートルの地点M、同点から直角に北東の方向に16.01メートルの地点N、同点から直角に北西の方向に31.10メートルの地点O、同点から直角に北東に3.84メートルの地点P、同点及び起点Aを順次結んだ線によって囲まれた土地38,153.00平方メートル。

建設物

【舞鶴国際ふ頭】

名 称：京都府上屋

所在地：京都府舞鶴市字下安久 舞鶴国際ふ頭内

構 造：鉄骨造平屋建

面 積：2, 560.00 平方メートル

【第2ふ頭】

名 称：コンテナフレートステーション

所在地：京都府舞鶴市字松陰 舞鶴港第2ふ頭内

構 造：鉄骨造平屋建

面 積：1, 864.15 平方メートル

(2) 指定保税地域の一部取消しの対象

土地

【第4埠頭】

所在地：京都府舞鶴市字喜多

面 積：3, 373.65 平方メートル

地 域：舞鶴市字喜多第4埠頭岸壁北側護岸線（以下この項において「基線」という。）の東端を起点とし、同点から基線に対し直角に南の方向へ引いた線上 17.90 メートルの地点、同点から基線に平行して西の方向へ引いた線上 30 メートルの地点を起点 A とし、同点から基線に平行して更に西の方向へ引いた線上 44.60 メートルの地点 B、同点から第4埠頭上屋敷と港湾道路の境界線に沿って南の方向へ引いた線上 76.50 メートルの地点 C、同点から基線に平行して東の方向へ引いた線上 43.60 メートルの地点 D と起点 A を順次結んだ線によって囲まれた土地 3, 373.65 平方メートル。

建設物

【第2埠頭】

名 称：コンテナフレートステーション

所在地：舞鶴市字松陰小字島崎

構 造：鉄骨造平屋建

面 積：1, 848.00 平方メートル

【第4埠頭】

名 称：第4埠頭府営上屋

所在地：舞鶴市字喜多第4埠頭府有地内

構 造：鋼管造アルミ製長尺かわら葺平屋建

面 積：3, 040.00 平方メートル

(3) 追加指定及び一部取消し年月日：平成30年5月10日